

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【公開番号】特開2016-83429(P2016-83429A)
 【公開日】平成28年5月19日(2016.5.19)
 【年通号数】公開・登録公報2016-030
 【出願番号】特願2016-8750(P2016-8750)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月12日(2016.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い表示結果を導出する遊技機であって、
遊技が行われていることを特定可能な検出手段と、
 前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないことに基づいて、前記遊技機の動作状態を省電力状態に移行可能な省電力移行手段とを備え、
 前記省電力移行手段は、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないときに、少なくとも可変表示が実行されていないことを条件として、前記省電力状態に移行させることが可能となる、
 ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能である遊技機であって、
遊技が行われていることを特定可能な検出手段と、
 前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないことに基づいて、前記遊技機の動作状態を省電力状態に移行可能な省電力移行手段とを備え、
 前記省電力移行手段は、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないときに、少なくとも前記有利状態に制御されていないことを条件として、前記省電力状態に移行させることが可能となる、
 ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1)上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、可変表示を行い表示結果を導出する遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、遊技が行われていることを特定可能な検出手段(例えばステップS223の処理を実行する演出制御用CPU120など)と、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないことに基づいて、前記遊技機の動作状態を省電力状態に移行可能な省電力移行手段(例えばステップS224

～ S 2 3 1 の処理を実行する演出制御用 C P U 1 2 0 など) とを備え、前記省電力移行手段は、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないときに、少なくとも可変表示が実行されていないことを条件として、前記省電力状態に移行させることが可能となる (例えばステップ S 7 5 の演出制御プロセス処理にて用いられる演出プロセスフラグの値が “ 1 ” ～ “ 3 ” のいずれかである場合に、ステップ S 2 2 1 における N o の判定に基づきステップ S 2 2 2 以降の処理が実行されない一方、演出プロセスフラグの値が “ 0 ” である場合に、ステップ S 2 2 1 における Y e s の判定に基づきステップ S 2 2 2 以降の処理が実行可能となる部分など)。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

このような構成によれば、適切に省電力状態への移行を行うことができる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(2) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、遊技者にとって有利な有利状態 (例えば大当り遊技状態など) に制御可能である遊技機 (例えばパチンコ遊技機 1 など) であって、遊技が行われていることを特定可能な検出手段 (例えばステップ S 2 2 3 の処理を実行する演出制御用 C P U 1 2 0 など) と、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないことに基づいて、前記遊技機の動作状態を省電力状態に移行可能な省電力移行手段 (例えばステップ S 2 2 4 ～ S 2 3 1 の処理を実行する演出制御用 C P U 1 2 0 など) とを備え、前記省電力移行手段は、前記検出手段により遊技が行われていることを特定されないときに、少なくとも前記有利状態に制御されていないことを条件として、前記省電力状態に移行させることが可能となる (例えばステップ S 7 5 の演出制御プロセス処理にて用いられる演出プロセスフラグの値が “ 4 ” または “ 5 ” である場合に、ステップ S 2 2 1 における N o の判定に基づきステップ S 2 2 2 以降の処理が実行されない一方、演出プロセスフラグの値が “ 0 ” である場合に、ステップ S 2 2 1 における Y e s の判定に基づきステップ S 2 2 2 以降の処理が実行可能となる部分など)。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

このような構成によれば、適切に省電力状態への移行を行うことができる。